

固定電話の番号ポータビリティの実施に関する ガイドライン策定に向けた検討項目及び論点について

2024年11月26日

NTTコミュニケーションズ株式会社

ヒアリング項目

1. 番号ポータビリティの実施の原則等

2. 受付方法、利用者負担料金等

1. 番号ポータビリティの実施の原則等

ヒアリング事項		当社意見
番号ポータビリティの実施の例外としての申請予定事項		特にございません。
番号ポータビリティの実施の原則と例外	卸電気通信役務の提供を受ける事業者を含む、全ての固定電話番号を使用した役務の提供を行う事業者に対して、番号ポータビリティの実施を原則とする旨を規定することによいか。	固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者含む）相互間での番号ポータビリティ実施を原則とすることは問題無いと考えます。
	番号ポータビリティを実施しない例外については、メタル収容装置にあらかじめ登録されていない電話番号のポートインや、利用者が意識することがない公衆電話等の電話番号を想定しているが、事業者から改めて確認を行う必要がある。その上で、このような例外について、都度ガイドラインの改正を行う煩雑さを踏まえ、本ガイドラインにおいて総務省ホームページの該当URLを引用するといった方法もあり得るか。	総務省ホームページに例外を掲載、ガイドラインにおいて該当URLを引用する方法に賛同いたします。
	利用者保護の観点から番号ポータビリティの例外は周知を行う必要があると考えるが、どのように行うことが適当か。例えば、利用者が電話番号を意識することがない公衆電話等のケースも周知することはかえって混乱を招くことにならないか。利用者にとって該当可能性があるケースに限って周知することが適当か。	利用者にとって番号ポータビリティの例外による影響が発生するものに限り周知することが適当と考えます。
消費者保護 ルールの遵守 等	これらの消費者保護ルールについては、固定電話の番号ポータビリティにおいても当然に遵守すべきものとして、本ガイドラインに規定する方向でよいか	消費者保護ルールについて、本ガイドラインに規定することに賛同いたします。

ヒアリング項目

1. 番号ポータビリティの実施の原則等

2. 受付方法、利用者負担料金等

2. 受付方法、利用者負担料金等

ヒアリング事項		当社意見
現行の片方向の番号ポータビリティにおける利用者の受付方法		ワンストップ方式で運用しています。
固定電話利用者の利用者の特性（法人・個人の割合等）		当社固定電話サービスは全て法人向けとなります。
受付方法等	固定電話の番号ポータビリティの実施方式については、現行の片方向の番号ポータビリティと同様、ワンストップ方式を原則とすることによいか。	事業者間でワンストップ方式とすることが整理されており、当社も準備を進めております。
	利用者の受付方法について、固定電話の番号ポータビリティの利用者の特性を踏まえ、どのような方法が望ましいか。	当社サービスは法人向けのため、顧客接点となる営業担当および法人向けコールセンターで申込を受付ける予定です。

2. 受付方法、利用者負担料金等

ヒアリング事項		当社意見
利用者負担 料金	携帯電話では事業者負担を考慮して、対面や電話の場合については一定額の利用者負担を定めているが、固定電話では実施方法を踏まえて利用者負担料金をどのように設定すべきか	現在の固定電話の片方向番号ポータビリティはワンストップ方式で運用しており、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」に記載のある「対面や電話による方法により番号ポータビリティ予約番号を発行」するプロセスは行っておらず、それに伴う利用者負担料金も設定しておりません。 今後開始する双方向番号ポータビリティにおいても同様とする予定です。
	また、回線の工事費等も同時に発生する場合には、内訳・名目を明示することで透明性を担保できないか。	番号ポータビリティのお申込みに対して発生する「番号ポータビリティ機能工事費（※1）」に加え、固定電話サービスで用いる回線の新設が必要な場合は、当該回線の新設に伴う「回線工事費」を請求させていただきますが、内訳・名目をお客様への請求内訳書等へ明示することにより透明性は担保できると考えます。 ※1：番号ポータビリティに伴う設定変更の工事費用

2. 受付方法、利用者負担料金等

ヒアリング事項		当社意見
標準的な処理期間	事例ごとに関与する事業者の数が異なることが想定され、全体として標準的な処理期間を定めることは難しいと考えられるところ、どのような形で番号ポータビリティの迅速な実施を担保するか。 （手順に関与する事業者ごとに区切って標準的な処理期間を定める等があり得るか。）	移転元事業者/番号管理事業者それぞれの立場における、各社の標準工事納期に関する情報は、関係事業者間で取り交わし済みであり、各社がこれを遵守するように努めることで、番号ポータビリティの迅速な実施を一定程度担保できるものと考えます。
	また、あらかじめ事業者間で手続きに必要な情報を明示しておく等、番号ポータビリティの実施に関与する事業者が、手続きに際して迅速な対応が可能になるような方策はあるか	事業者間の協議を通じて、番号ポータビリティの手続きに必要な情報は、関係事業者間で取り交わし済みです。 今後は、運用の実態を踏まえつつ、必要に応じて事業者間での手続き・運用プロセスの改善を関連事業者と共に図って参ります。